

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第13号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第10条の規定に基づき、通勤手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（支給範囲の特例）</p> <p>第5条 給与条例第10条第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次の各号の<u>いずれかに該当する職員</u>で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。</p> <p>（1）住居又は勤務公署の<u>いずれかが</u>離島等にある職員</p> <p>（2）<u>地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3</u>に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員</p> <p>（支給単位期間）</p> <p>第5条の3 給与条例第10条第2項第1号に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等（特別急行列車及び高速自動車国道等（給与条例第10条第4項第2号に規定する高速自動車国道等をいう。以下同じ。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）特別急行列車又は高速自動</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年<u>2月</u>鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第10条の規定に<u>基き</u>、通勤手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（支給範囲の特例）</p> <p>第5条 給与条例第10条第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次の各号の<u>一に</u>該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。</p> <p>（1）住居又は勤務公署の<u>いずれかの1</u>が離島等にある職員</p> <p>（2）<u>地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表</u>に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員</p> <p>（支給単位期間）</p> <p>第5条の3 給与条例第10条第2項第1号に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等（特別急行列車及び高速自動車国道等（給与条例第10条第4項第2号に規定する高速自動車国道等をいう。以下同じ。）特別急行列車又は高速自動</p>

車国道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等 当該普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、特別急行列車に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該特別急行列車に係る通勤手当に係る支給単位期間(給与条例第10条第2項第1号に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)に相当する期間

(2) 回数乗車券(これに準ずるものを含む。以下「回数乗車券等」という。)を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、特別急行列車若しくは高速自動車国道等又は第8条第1項第3号の人事委員会の定める普通交通機関等 1月

2 略

第8条 給与条例第10条第2項第1号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 略

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、1月当たりの平均通勤所要回数分)の運賃等の額

(3) 略

2 略

(駐車場の利用の基準)

第9条の2 略

2 略

3 第1項各号列記以外の部分に規定する通勤するこ

車国道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等 当該普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、特別急行列車又は高速自動車国道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車又は高速自動車国道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該特別急行列車又は高速自動車国道等に係る通勤手当に係る支給単位期間(給与条例第10条第2項第1号に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)に相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、特別急行列車若しくは高速自動車国道等又は第8条第1項第3号の人事委員会の定める普通交通機関等 1月

2 略

第8条 給与条例第10条第2項第1号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 略

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額

(3) 略

2 略

(駐車場の利用の基準)

第9条の2 略

2 略

3 第1項各号列記以外の部分に規定する通勤するこ

とが著しく困難である職員は、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。

- (1) 略
- (2) 地方公務員災害補償法施行規則別表第3に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

(特定日における通勤に係る運賃等の額及び特別料金等の算出の基準)

第9条の12 給与条例第10条第6項第1号イに規定する1月の通勤に要する運賃等の額に相当する額は、普通交通機関等に係る回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、1月当たりの平均通勤所要回数分)の運賃等の額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 給与条例第10条第6項第2号に規定する1月の通勤に要する特別料金等の額は、特別急行列車に係る回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、1月当たりの平均通勤所要回数分)の特別料金等の額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(支給日等)

第9条の13 略

2及び3 略

4 給与条例第10条第7項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1)~(3) 略

(返納の事由及び額等)

第10条の2 給与条例第10条第8項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1)~(4) 略

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る給与条例第10条第8項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 略

とが著しく困難である職員は、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。

- (1) 略
- (2) 地方公務員災害補償法別表に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

(支給日等)

第9条の12 略

2及び3 略

4 給与条例第10条第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1)~(3) 略

(返納の事由及び額等)

第10条の2 給与条例第10条第7項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1)~(4) 略

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る給与条例第10条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 略

(2) 1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0円）

イ 第9条の13第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0円）

3 特別急行列車に係る通勤手当に係る給与条例第10条第8項の人事委員会規則で定める額は、第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る特別急行列車、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての特別急行列車につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額とする。

4 高速自動車国道等に係る通勤手当に係る給与条例第10条第8項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 1月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 2万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る高速自動車国道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0円）

イ 第9条の13第4項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 2万円に事由発生月の翌

(2) 1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

イ 第9条の12第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

3 特別急行列車に係る通勤手当に係る給与条例第10条第7項の人事委員会規則で定める額は、第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る特別急行列車、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての特別急行列車につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額とする。

4 高速自動車国道等に係る通勤手当に係る給与条例第10条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 1月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 2万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る高速自動車国道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

イ 第9条の12第4項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 2万円に事由発生月の翌

<p>月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての高速自動車国道等についての払戻金2分の1相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、<u>0円</u>）</p> <p>5 給与条例第10条第8項の規定により職員に前3項に定める額を返納させる場合において、当該返納時と事由発生月の翌月以降の費目が同一であるときは、事由発生月の翌月以降の給与から当該額を差し引くことができる。</p> <p>6 <u>第2項から第4項までの規定を適用した場合の額がその者の利用した交通機関等の通勤方法等からみて妥当性を欠くと人事委員会が認める場合にあっては、第2項から第4項までの規定にかかわらず、人事委員会が定める額をそれらの規定による額とする。</u></p>	<p>月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての高速自動車国道等についての払戻金2分の1相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、<u>零</u>）</p> <p>5 給与条例第10条第7項の規定により職員に前3項に定める額を返納させる場合において、当該返納時と事由発生月の翌月以降の費目が同一であるときは、事由発生月の翌月以降の給与から当該額を差し引くことができる。</p>
---	--

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成19年4月1日から同月16日までの間において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成19年鳥取県条例第40号）による改正後の職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第10条第6項の職員たる要件を具備する職員に対する改正後の通勤手当の支給に関する規則第10条の規定の適用については、同条第1項中「これに係る事実の生じた日から15日を経過した後」とあるのは、「平成19年5月1日以後」とする。